



人事・労務に役立つ

# しくみ作り Letter

発行：株式会社しくみ作りプロデュース

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 2-2 港陽ビル 4 階

TEL 045-550-3629 FAX 045-514-7560 e-mail info@shikumi-pro.jp



## トピックス 改正個人情報保護法③／全面施行は平成29年5月30日

平成 29 年 5 月 30 日からは、個人情報取扱事業者から除かれていた「取扱う個人情報が 5,000 人以下の小規模取扱事業者」においても同法に対応する必要が生じます。前回に続き、基本的事項を紹介します。

### 個人情報保護法の基本的事項（要配慮個人情報とは？）

- ・「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別・偏見等の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが含まれる個人情報のことです。
- ・要配慮個人情報の取得は、事前に本人の同意を得ない限り、認められません。ただし、「法令に基づく場合」、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などは、同意を得ないで取得することができます。



	個人情報	要配慮個人情報	特定個人情報
根拠となる法律	個人情報保護法		マイナンバー法
取得時の同意	不要	原則として必要 ※例外 法令に基づく場合 生命・身体・財産等の保護のため必要な場合など	— (本人確認などが必要)
利用目的の特定・通知等	必要		必要
目的外利用	原則として禁止 ※例外 本人の同意 法令に基づく場合 生命・身体・財産等の保護のため必要な場合 など		禁止 (同意があっても禁止)
安全管理措置	必要		必要
第三者提供	原則として禁止 ※例外 本人の同意 法令に基づく場合 生命・身体・財産等の保護のため必要な場合 など		禁止 (同意があっても禁止)
オプトアウトによる第三者提供	可能	不可	不可

要配慮個人情報については、取得条件が制限されているため、業務において取得するケースがあるかを再確認し、必要最小限の範囲（安全配慮義務、労務管理など）以外では取得しないよう定めなければなりません。

なお、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、障害者雇用促進法に基づく障害情報の取得、入国管理法に基づく在留カード情報の取得は、法令に基づく場合に該当するとして、本人の同意を得ることなく要配慮個人情報を取得することができます。



## 大手コンビニ加盟店で、労働基準法違反の報道が相次ぐ

今年に入って数カ月、その間に、大手のコンビニエンスストアの加盟店における労働基準法違反が2件発覚し、報道各社によって大々的に取り上げられました。いずれも、基本的な規定に違反した事案であり、法令の無知が引き起こしたものでした。

※写真はイメージです



### 大手コンビニチェーンの加盟店における労働基準法違反

#### ① 労働基準法第91条（制裁規定の制限）違反

本年1月末ごろ、「大手コンビニエンスストアの加盟店において、風邪でアルバイトを欠勤した高校生に対し、労働基準法で認められた限度を超える減給が行われていた」という報道がありました。

このコンビニチェーン本部の報道発表によると、アルバイトの高校生が10時間欠勤したところ、欠勤分を減額した給料からさらにペナルティとして時給10時間相当分が差し引かれていました。

減給については、一定の範囲を超えるものは、労働基準法の次の規定に違反します。



#### <労働基準法第91条(制裁規定の制限)>

就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない。

【補足】上記の事案では、高校生のその月のアルバイト代総額は約23,000円で、減給の上限は約2,300円（総額の10分の1）でした。その額を超えて減給していたので、明らかに労働基準法違反となります。

#### ② 労働基準法第16条（賠償予定の禁止）違反

本年2月には、「急な欠勤に罰金を科す違法な契約をアルバイト店員に結ばせた容疑で、大手コンビニエンスストア加盟店の経営者が書類送検された」という報道がありました。

警察の調べによると、加盟店は、アルバイト店員の男女5人に、「急に欠勤した場合は1回1万円の罰金を徴収する」旨の書類に署名させていました。

このような契約は、労働基準法の次の規定に違反します。



#### <労働基準法第16条(賠償予定の禁止)>

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

【補足】通達においては「現実に生じた損害について賠償を請求することを禁止するものではない（昭和22年発基17号）」とあります。実際に発生した損害を従業員本人に賠償させることは差し支えありませんが、金額の多少にかかわらず、“あらかじめ罰金などを決めておくことは禁止”ということです。

経営者であれば、事業規模に関係なく、労働基準法による基本的なルールを知っておくことは不可欠です。また、組織全体にそれを周知し、順守させなければなりません。たとえ、現場の支店、加盟店、現場の責任者が起こした不祥事でも、組織自体の存続に悪影響を及ぼすことになります。



## 労働保険・社会保険における現物給与の価額が改正されます

労働保険徴収法における賃金、健康保険法・船員保険法・厚生年金保険法における報酬又は賞与について、その全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合は、その価額は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づいて決定します。この価額の一部が本年4月から改正されます。

### ◆◆ 平成29年4月からの厚生労働大臣が定める現物給与の価額（1人あたり） ◆◆

都道府県名	食事で支払われる報酬等（今回改正があったのは赤文字の部分）					1月当たりの住宅の利益（畳1畳につき）
	1月当たりの食事	1日当たりの食事	1日当たりの朝食のみ	1日当たりの昼食のみ	1日当たりの夕食のみ	
北海道	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,000円
青森	19,500円	650円	160円	230円	260円	940円
岩手	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,030円
宮城	18,900円	630円	160円	220円	250円	1,380円
秋田	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,010円
山形	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,180円
福島	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,070円
茨城	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,270円
栃木	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,310円
群馬	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,170円
埼玉	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,750円
千葉	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,700円
東京	20,100円	670円	160円	230円	280円	2,590円
神奈川	20,100円	670円	160円	230円	280円	2,070円
新潟	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,280円
富山	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,200円
石川	20,400円	680円	170円	230円	280円	1,250円
福井	20,400円	680円	170円	230円	280円	1,160円
山梨	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,230円
長野	18,600円	620円	160円	220円	240円	1,150円
岐阜	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,180円
静岡	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,410円
愛知	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,470円
三重	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,200円
滋賀	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,360円
京都	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,670円
大阪	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,620円
兵庫	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,460円
奈良	18,600円	620円	160円	220円	240円	1,170円
和歌山	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,080円
鳥取	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,110円
島根	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,030円
岡山	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,270円
広島	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,320円
山口	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,040円
徳島	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,100円
香川	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,130円
愛媛	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,080円
高知	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,050円
福岡	18,900円	630円	160円	220円	250円	1,310円
佐賀	18,900円	630円	160円	220円	250円	1,080円
長崎	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,070円
熊本	19,800円	660円	160円	230円	270円	1,120円
大分	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,080円
宮崎	19,200円	640円	160円	220円	260円	1,030円
鹿児島	19,500円	650円	160円	230円	260円	1,040円
沖縄	20,100円	670円	160円	230円	280円	1,110円

※食事で支払われる報酬等・住宅で支払われる報酬等以外の報酬等は、「時価」とする。



## 厚生労働省各種認定制度の認定条件が厳格化されます

昨年報道機関に大きく取り上げられた大手広告代理店「電通」における過重労働自殺に関連して、「電通」が厚生労働省の子育てサポート企業認定「くるみん」を受けていたことから、この制度への批判が相次いでおりました。

このため、厚生労働省では昨年11月から「くるみん」・「プラチナくるみん」制度の見直しに着手し、同時に「えるぼし」、「ユースエール」の認定基準についても見直され、本年4月より新基準による認定が開始されます。

### ◆◆「くるみん」認定基準の改正概要案◆◆

認定項目	改正前	改正後（案）
労働時間数	—	法定時間外・法定休日労働時間の平均が直近1年間において毎月45時間未満かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者が1人もいないこと ※プラチナくるみん、ユースエールについても同様
男性の育児休業取得	男性の育児休業等取得者が1人以上	育児休業取得率7%または男性社員のうち育児目的の休暇取得率15%以上
関係法令に違反する重大な事実	労働基準法等違反による書類送検は不認定や認定取消の対象とする	左記に加えて、是正勧告を受けて是正していない場合も不認定や認定取消の対象とする
認定辞退制度	—	認定基準を満たさなくなった場合は、事業主が所轄都道府県労働局にその旨を申し出ることのできる制度を創設。
取消後の再取得期間	—	認定を取り消された場合は、取消から3年経過するまで再取得できない。 ただし、数値基準を満たさなくなったことにより認定辞退を行った事業主については、基準を満たせば随時再取得できる。

(公布日：平成29年3月中／施行日：平成29年4月1日)

厚生労働省の認定制度は、その認定を取得することによって、税制または公共入札における優遇措置、人材採用活動での差別化、広報活動における会社イメージ向上などのメリットがあります。

### お仕事 カレンダー 4月



- 4/10
  - 一括有期事業開始届の提出(建設業)
  - 主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億8000万円未満の工事
  - 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 4/15
  - 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
- 4/30
  - 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告)
  - 預金管理状況報告
  - 健康保険印紙受払等報告書・雇用保険印紙保険料納付状況報告書提出
  - 3月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
  - 固定資産税(都市計画税)の納付(第1期)
  - 2月決算法人の確定申告・8月決算法人の中間申告
  - 公益法人等の都道府県民税・市町村民税均等割申告
  - 5月・8月・11月決算法人の消費税の中間申告